高教組HPにもUPしています。「兵庫高教組」検索

兵高教組　2026年8月20日
調査情報　7号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL：078-341-6745　FAX：078-351-3185
URL：http://www.hyogo-kokyoso.com
mail：honbu@hyogo-kokyoso.com

人事院勧告　月例給 3.51％UP

一時金（ボーナス）は 0.05月UP

8月7日、人事院は、4～6月に実施した職種別民間給与実態調査（民調）に基づき、今年4月における月例給の格差は、民間が国家公務員給与を上回っており、国家公務員給与の15，056円（3．51％）の改善を勧告しました。率では昨年の3．62％を下回るものの依然高水準で、特に中堅層以上の改定率は昨年を上回るものになっています。また、一時金の民間との格差は0．07月あるとし、0．05月の引上げを勧告しました。これらは、春闘での民間労組の粘り強いたたかいと公務労働者の大幅賃上げを求める署名等に取り組んだ公務労組との官民一体となったとりくみの成果です。

2026人事院勧告の概要

1．官民格差　15,056 円（3.51％　34 年ぶりの 3%超えだった昨年からは引下げ）
2．給与表の改定･･･中堅層以上は昨年を上回る
　①月例給
　　＊初任給　大卒（総合職）　251,500 円（＋3.9％　＋9,500 円）
　　大卒（一般職）　241,500 円（＋4.1％　＋9,500 円）
　　高卒（一般職）　209,800 円（＋4.7％　＋9,500 円）
　　＊その他の職員　平均＋3.3％　定期昇給分を加えると＋4.9％
　②一時金（ボーナス）　0.05 月／年引上げで 4.70 月分（今年度は 12 月支給分で 0.05 月 UP）
3．諸手当等
　①転居手当の新設･･･転居を伴う転勤を行った職員を対象（距離区分に応じて支給）
　②代休日の指定等の見直し･･･休日勤務が 1 日に満たない場合でも指定可能

人事院勧告はストライキ権がない国家公務員に対する代償措置として定められた制度ですが、本年度の3.51％引上げという勧告は昨年度より低いものの、1991 年以来 34 年ぶりに 3%を超えた勧告となった昨年の勧告に次ぐ高水準のものです。特に今年の勧告は中堅層以上である行政職 5～10 級の職員に対する引上げ率が改善し、昨年の 2.7%を上回る 3.0%となります。

ただ、定期昇給分を加えた給与水準は上の表に記載の通り平均で 4.9%増にとどまるもので、厚生労働省が 26 春闘の「民間主要企業春期賃上げ要求･妥結状況」で発表した資本金 10 億円以上かつ従業員 1000 人以上の賃上げ率 5.18%を下回るものであり、また、物価高が 58 ヵ月連続で上昇している現状から見ても、決して手放しで評価できるものではありません。

兵庫県人事委員会勧告、そして県教育委員会との交渉に向けて

教職員を含む地方公務員に対しては、今回発表された人事院勧告をもとに各都道府県の人事委員会が秋に人事委員会勧告を発表します。

決して十分でない国人勧以上の賃上げを勝ち取るためには、私たち教職員の現場からの声を集め、人事委員会に届けることが大切になります。2 学期当初に各職場に一言メッセージカードを届けます。このメッセージカードに皆さんの要求を書き、本部にお寄せください。人事委員会との交渉の際、執行部が確実に人事委員会に伝えます。また、私たちの意に沿う人事委員会勧告が出ても、県が実行しないと賃上げは実現しません。秋の重点要求署名のとりくみも非常に重要になります。

少しでも労働条件の改善を　そのためにあなたも高教組へ！